



はい！こちら消費生活センターです

「“偽の消費者センター”にご用心！」

Q

スマートフォンに「有料動画サイト利用の料金が未納である」というメールが届き、テレビのCMで耳にした有名なサイトの名前が書かれていた。動画を見たことはあったので、書いてあった電話番号に問い合わせたら、無料期間が過ぎて29万円の料金未払があるとされた。困って、スマートフォンで相談先を検索してみたら、最初に“消費者センター”らしい名称が出てきた。電話をかけたら「8万円で調べて支払わなくても済むようにする。」と言われたので、指示されたとおりにコンビニエンスストアのFAXで申し込み書面を受け取った。しかし、心配した家族から「費用がかかるのはおかしいのではないか」と言われた。(30歳代 女性)

A

スマートフォンに届いたメールを確認すると「架空請求」で支払う必要のないものでしたが、連絡をしないと法的手続きを取ると不安にさせる内容でした。解決方法を探して「検索」をすると、このように“消費者センター”らしい名称が多く見受けられます。いわゆる“偽の消費者センター”です。「消費者センター」は全国にあって（相楽地域のセンターの名称は「相楽消費生活センター」です。）行政が運営していますので相談費用は無料です。「検索」は便利ですが“偽”のものも紛れ込みやすいので、よく確認をして身近な消費者センターを利用してください。申し込み書面の内容は、探偵業者が「調査」の契約をさせるものでしたが、探偵業者が行うのは調査でトラブルの解決に必ずしも役立つものではなく必要のない契約でした。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる